

北海道枝幸郡浜頓別町における頓別漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年2月22日

協定認定日 令和6年3月11日

(目的)

第1条 本協定は、頓別漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 さけ 北海道資源管理方針別紙3-1に定めるさけ(しろさけ)北海道海域をいう。
- 二 くろまぐろ 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。)別紙2-1に定めるくろまぐろ(小型魚)及び同方針別紙2-2に定めるくろまぐろ(大型魚)をいう。
- 三 ほたてがい 北海道資源管理方針別紙第3-54に定めるほたてがい北海道周辺海域をいう。
- 四 けがに 北海道資源管理方針別紙第3-15に定めるけがにオホーツク海域をいう。
- 五 さけ定置網漁業 知事が免許する漁業で漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第60条第3項に規定する定置漁業をいう。
- 六 ほたてがいけた網漁業 法第60条第5項第1号に掲げる第一種共同漁業(ほたてがい漁業に限る。)及び北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項(17)に掲げる漁業(ほたてがいに限る。)をいう。
- 七 けがにかご漁業 北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項(18)に掲げる漁業(けがにに限る。)をいう。
- 八 操業 一から五に定める水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	浜頓別地区地先海面	さけ、くろまぐろ	さけ定置網漁業
(2)	浜頓別地区地先海面	ほたてがい	ほたてがいけた網漁業
(3)	浜頓別地区地先海面	けがに	けがにかご漁業

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- さけ 北海道資源管理方針別紙3-1に定める資源管理の方向性
- くろまぐろ 資源管理基本方針別紙2-1及び2-2に定める目標
- ほたてがい 北海道資源管理方針別紙3-54に定める資源管理の方向性
- けがに 北海道資源管理方針別紙3-15に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
さけ定置網漁業	<p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、宗谷管内さけ・ます増殖事業協会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。 <p>(くろまぐろ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 ・資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）
ほたてがいけた網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・操業期間の10%以上を休漁する ・種苗放流 ・区域規制（漁場の輪番制） ・漁場造成、保全（害敵駆除） ・漁獲物規制（体長制限）体長8.2cm未満の個体の採捕禁止
けがにかご漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者毎に定められた漁獲上限（許容漁獲量）を遵守することとする。（漁獲量制限） ・許容漁獲量の超過を防止するため、本協定参加者は漁獲の都度、頓別漁業協同組合を通じ、宗谷総合振興局に漁獲量を報告するとともに、漁獲量が許容漁獲量に達する前に、漁獲の積み上がりを抑制するため毎年頓別漁協毛がにかご部会が別に定める操業期間の早期切り上げなどの措置を遵守する。

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、北海道資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

漁業の種類	履行確認における証拠書類等
さけ定置網漁業	<p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生産親魚の河川遡上数の確保 宗谷管内さけ・ます増殖事業協会全体でふ化放流計画に定める捕獲数の証明書 ・宗谷管内さけ・ます増殖事業協会で別途定める親魚確保のための必要な措置 協定代表者による証明書、漁協伝票等 <p>(くろまぐろ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁獲実績がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ・漁獲実績がない場合（放流実績がある場合） 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真
ほたてがいけた網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・休漁 漁協伝票
けがにかご漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・船別許容漁獲量 漁協伝票又は漁協証明書

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 第13条第1項の協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が、当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年2月22日から令和11年2月21日まで)とする。

(議決権及び決議)

第12条 本協定の議決権は、第13条第2項の協定管理委員1名につき1票を有する者とする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 第9条第2項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認議決権(当該違反をした参加者の有するものを除く。)の3分の2

二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2

三 本協定の廃止 議決権の5分の4

四 北海道知事に対する法第126条第1項の規定によるあっせんすべきことを求める決議 議決権の3分の2

五 北海道知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

(協定管理委員会の設置)

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会(以下「協定管理委員会」という。)を設置する。

2 協定管理委員会の委員(以下「協定管理委員」という。)は11人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。

3 協定管理委員会の事務局は、頓別漁業協同組合総務指導部に設置するものとする。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

第14条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に

定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 協定管理委員会は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第 15 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。

（本協定の参加者）

別紙名簿のとおり

（以上）